

新	旧
<p style="text-align: center;">第 23 節 知的財産侵害物品</p> <p>(用語の意義)</p> <p>21～21 の 5 - 1 この節において使用する次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 「知的財産」 知的財産権及び不正競争防止法(平成 5 年法律第 47 号)第 2 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号((定義))に規定する商品等表示又は同項第 3 号に規定する商品の形態であって不正競争差止請求権者(法第 21 条第 4 項((認定手続))に規定する不正競争差止請求権者をいう。以下同じ。)に係るもの(以下「保護対象商品等表示等」という。)をいう。</p> <p>(3) 「侵害物品」 法第 21 条第 1 項第 9 号及び第 10 号((輸入禁制品))に掲げる物品をいう。</p> <p>(4)～(6) (省略)</p> <p>(7) 「権利者」 知的財産権を有する者及び不正競争差止請求権者(これらの者の代理人を含む。)をいう。</p> <p>(8) (省略)</p> <p>(9) 「輸入差止申立て」 法第 21 条の 2 第 1 項((認定手続の申立て))の規定による申立てをいう。</p> <p>(10)～(16) (省略)</p> <p>(17) 「経済産業大臣意見照会」 法第 21 条の 4 の 2 第 1 項((経済産業大臣に対する意見の求め))の規定により、税関長が経済産業大臣に対し意見を求めることをいう。</p> <p>(18)及び(19) (省略)</p> <p>(取締対象貨物)</p> <p>21-4 侵害物品の取締りは、この節の定めるところにより、関税法の規定により輸入申告された貨物又は日本郵政公社から提示された国際郵便物のうち、次の貨物を対象として重点的に審査・検査(以下「審査等」という。)を行うこととする。</p> <p>(1) <u>知的財産(回路配置利用権を除く。)</u></p> <p style="margin-left: 2em;">イ 輸入差止申立てが受理されたもの</p> <p style="margin-left: 2em;">ロ その他税関において侵害物品の疑いがあると判断されるもの</p> <p>(2) (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 23 節 知的財産権侵害物品</p> <p>(用語の意義)</p> <p>21～21 の 5 - 1 この節において使用する次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 「侵害物品」 <u>知的財産権を侵害する物品をいう。</u></p> <p>(3)～(5) (同左)</p> <p>(6) 「権利者」 知的財産権を有する者(その代理人を含む。)をいう。</p> <p>(7) (同左)</p> <p>(8) 「輸入差止申立て」 法第 21 条の 2 第 1 項(<u>認定手続の申立て</u>)の規定による申立てをいう。</p> <p>(9)～(15) (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(16)及び(17) (同左)</p> <p>(取締対象貨物)</p> <p>21-4 侵害物品の取締りは、この節の定めるところにより、関税法の規定により輸入申告された貨物又は日本郵政公社から提示された国際郵便物のうち、次の貨物を対象として重点的に審査・検査(以下「審査等」という。)を行うこととする。</p> <p>(1) <u>特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権若しくは著作隣接権又は育成者権</u></p> <p style="margin-left: 2em;">イ 輸入差止申立てが受理されたもの</p> <p style="margin-left: 2em;">ロ その他税関において侵害物品の疑いがあると判断されるもの</p> <p>(2) (同左)</p>

新	旧
<p>(知的財産調査官等の事務)</p> <p>21 - 5 知的財産調査官等の担当する事務は、次による。</p> <p>(1) 知的財産調査官(署所知の財産調査官(署所に設置されている知的財産調査官をいう。以下同じ。))にあつては、八から<u>ヲ</u>までの事務に限る。)イ~ト (省略)</p> <p><u>チ</u> 経済産業大臣意見照会に係る手続</p> <p><u>リ</u> (省略)</p> <p><u>又</u> 知的財産に関する資料及び情報の収集整理及び伝達</p> <p><u>ル</u>~<u>ワ</u> (省略)</p> <p>(2) 総括知的財産調査官</p> <p>総括知的財産調査官は、<u>知的財産を侵害するおそれのある貨物</u>に関し、上記(1)の知的財産調査官の事務を行うほか、上記(1)のイから<u>リ</u>までの事務について、全国の税関における統一的な事務処理を確保するため必要な調査、情報の収集及び提供を行うものとする。</p> <p>なお、総括知的財産調査官は、統一的な事務処理を確保するうえで必要があると認める場合その他本関知的財産調査官からの協議に際し必要と認める場合には、本省知的財産専門官に協議するものとする。</p> <p>(3) 知的財産担当官</p> <p>税関長は、監視部(沖縄地区税関にあつては本関監視担当)及び侵害品の輸入が予想される主要官署の課長相当職以上の者の中から知的財産担当官を指定し、上記(1)の八から<u>ヲ</u>までの事務を処理させる。</p>	<p>(知的財産調査官等の事務)</p> <p>21 - 5 知的財産調査官等の担当する事務は、次による。</p> <p>(1) 知的財産調査官(署所知の財産調査官(署所に設置されている知的財産調査官をいう。以下同じ。))にあつては、八から<u>ル</u>までの事務に限る。)イ~ト (同左)</p> <p>(新設)</p> <p><u>チ</u> (同左)</p> <p><u>リ</u> 知的財産権に関する資料及び情報の収集整理及び伝達</p> <p><u>又</u>~<u>ヲ</u> (同左)</p> <p>(2) 総括知的財産調査官</p> <p>総括知的財産調査官は、<u>知的財産権を侵害するおそれのある貨物</u>に関し、上記(1)の知的財産調査官の事務を行うほか、上記(1)のイから<u>チ</u>までの事務について、全国の税関における統一的な事務処理を確保するため必要な調査、情報の収集及び提供を行うものとする。</p> <p>なお、総括知的財産調査官は、統一的な事務処理を確保するうえで必要があると認める場合その他本関知的財産調査官からの協議に際し必要と認める場合には、本省知的財産専門官に協議するものとする。</p> <p>(3) 知的財産担当官</p> <p>税関長は、監視部(沖縄地区税関にあつては本関監視担当)及び侵害品の輸入が予想される主要官署の課長相当職以上の者の中から知的財産担当官を指定し、上記(1)の八から<u>ル</u>までの事務を処理させる。</p>
<p>(知的財産の侵害とはならない物品)</p> <p>21 - 6 次の物品は、<u>知的財産の侵害とならない</u>ので留意する。</p> <p>(1)~(3) (省略)</p> <p><u>(4) 保護対象商品等表示等については、不正競争防止法第 19 条第 1 項第 1 号から第 5 号((適用除外))に掲げる行為を組成する物品</u></p> <p><u>(5) (省略)</u></p>	<p>(知的財産権の侵害とはならない物品)</p> <p>21 - 6 次の物品は、<u>知的財産権の侵害とならない</u>ので留意する。</p> <p>(1)~(3) (同左)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(4) (同左)</u></p>
<p>(認定手続)</p> <p>21 - 8 侵害疑義物品を発見した場合における認定手続は、次による。</p> <p>(1) 知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されている税関官署</p> <p>イ 認定依頼</p> <p>(1) 一般輸入貨物の場合</p> <p>発見部門の長(統括審査官及びこれと同等の職位にある者。これらが設置されていない税関支署、出張所又は監視署にあつては、それぞ</p>	<p>(認定手続)</p> <p>21 - 8 侵害疑義物品を発見した場合における認定手続は、次による。</p> <p>(1) 知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されている税関官署</p> <p>イ 認定依頼</p> <p>(1) 一般輸入貨物の場合</p> <p>発見部門の長(統括審査官及びこれと同等の職位にある者。これらが設置されていない税関支署、出張所又は監視署にあつては、それぞ</p>

新	旧
<p>れ支署長、出張所長又は監視署長。以下一般輸入貨物の場合について同じ。)は、侵害疑義物品について関税法基本通達 67 - 3 - 13 (税関における見本の採取)により見本を採取したうえ、速やかに知的財産調査官又は知的財産担当官に「知的財産侵害疑義物品認定依頼書」(T 1720)(以下「認定依頼書」という。)をもって当該貨物が侵害物品であるか否かの認定を依頼し、認定を依頼された知的財産調査官又は知的財産担当官は、下記口から二までにより処理する。この場合において、見本検査承認申請が見込まれる場合には、当該見本検査承認申請を承認した場合に権利者に交付することとなる見本についても採取しておくものとする。</p> <p>(注) 認定依頼を受けた署所知的財産調査官又は知的財産担当官は、必要に応じ本関知的財産調査官に協議するものとする。以下(ハ)において同じ。</p> <p>(ロ) (省略)</p> <p>(ハ) 国際郵便の場合 発見部門の長(統括審査官。統括審査官が設置されていない出張所にあつては出張所長。以下国際郵便物の場合について同じ。)は、侵害疑義物品を包有する郵便物を取り扱った郵便局(以下「取扱郵便局」という。)に対して侵害疑義物品が発見された旨を「知的財産侵害疑義物品発見通報書」(T - 1740)(以下「発見通報書」という。)をもって通報したうえ、速やかに署所知的財産調査官又は知的財産担当官に「認定依頼書」をもって当該貨物が侵害物品であるか否かの認定を依頼し、認定を依頼された署所知的財産調査官又は知的財産担当官は、下記口から二までにより処理する。</p> <p>ロ及びハ (省略)</p> <p>二 疑義貨物に対する調査等</p> <p>(イ) (省略)</p> <p>(ロ) 輸入差止申立書が受理されている知的財産に係る疑義貨物について輸入者等又は申立人から点検の申請があつた場合については、「疑義貨物点検申請書」(T - 1780)(2部。原本、交付用)に「認定手続開始通知書(輸入者等用)」又は「認定手続開始通知書(権利者用)」の写しを添えて提出させる。</p> <p>なお、疑義貨物を申立人に点検させるに際しては、疑義貨物に係る個別具体的な情報(法第21条第5項又は第6項の規定により権利者に通知すべきものを除く。以下(ハ)において同じ。)が申立人に了知されないよう十分留意し、必要に応じて輸入者等に申立人に了知された</p>	<p>れ支署長、出張所長又は監視署長。以下一般輸入貨物の場合について同じ。)は、侵害疑義物品について関税法基本通達 67 - 3 - 13 (税関における見本の採取)により見本を採取したうえ、速やかに知的財産調査官又は知的財産担当官に「知的財産権侵害疑義物品認定依頼書」(T 1720)(以下「認定依頼書」という。)をもって当該貨物が侵害物品であるか否かの認定を依頼し、認定を依頼された知的財産調査官又は知的財産担当官は、下記口から二までにより処理する。この場合において、見本検査承認申請が見込まれる場合には、当該見本検査承認申請を承認した場合に権利者に交付することとなる見本についても採取しておくものとする。</p> <p>(注) 認定依頼を受けた署所知的財産調査官又は知的財産担当官は、必要に応じ本関知的財産調査官に協議するものとする。以下(ハ)において同じ。</p> <p>(ロ) (同左)</p> <p>(ハ) 国際郵便の場合 発見部門の長(統括審査官。統括審査官が設置されていない出張所にあつては出張所長。以下国際郵便物の場合について同じ。)は、侵害疑義物品を包有する郵便物を取り扱った郵便局(以下「取扱郵便局」という。)に対して侵害疑義物品が発見された旨を「知的財産権侵害疑義物品発見通報書」(T - 1740)(以下「発見通報書」という。)をもって通報したうえ、速やかに署所知的財産調査官又は知的財産担当官に「認定依頼書」をもって当該貨物が侵害物品であるか否かの認定を依頼し、認定を依頼された署所知的財産調査官又は知的財産担当官は、下記口から二までにより処理する。</p> <p>ロ及びハ (同左)</p> <p>二 疑義貨物に対する調査等</p> <p>(イ) (同左)</p> <p>(ロ) 輸入差止申立書が受理されている権利に係る疑義貨物について輸入者等又は申立人から点検の申請があつた場合については、「疑義貨物点検申請書」(T - 1780)(2部。原本、交付用)に「認定手続開始通知書(輸入者等用)」又は「認定手続開始通知書(権利者用)」の写しを添えて提出させる。</p> <p>なお、疑義貨物を申立人に点検させるに際しては、疑義貨物に係る個別具体的な情報(法第21条第5項又は第6項の規定により権利者に通知すべきものを除く。以下(ハ)において同じ。)が申立人に了知されないよう十分留意し、必要に応じて輸入者等に申立人に了知された</p>

新	旧
<p>場合に支障がある箇所がないか確認のうえ対応することとする。 (注) 疑義貨物の点検は、税関官署内又は保税地域内で、知的財産調査官又は知的財産担当官の立会いのもとに行うこととする。</p> <p>(ハ)～(ハ) (省略)</p> <p>ホ 輸入者等及び権利者への認定通知等 知的財産調査官又は知的財産担当官は、侵害物品に該当すると認定した場合若しくは該当しないと認定した場合(上記二(ハ)の場合を含む。)又は上記二(ハ)により認定手続を取りやめた場合には、速やかに発見部門の長に対して、認定結果又は認定手続を取りやめた旨を「<u>知的財産疑義貨物認定(処理)連絡書</u>」(T-1790)をもって通報するとともに、輸入者等及び権利者に対して次により通知を行うものとする。</p> <p>(2)及び(3) (省略)</p> <p>(輸入者等による自発的処理の取扱い)</p> <p>21-9 輸入者等による疑義貨物等に係る自発的処理の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 輸入者等は疑義貨物又は侵害物品について、次のいずれかの処理を行うことができる。</p> <p>イ 一般輸入貨物及び旅具通関扱貨物の場合</p> <p>(イ) 関税法第34条(<u>外国貨物の廃棄</u>)の規定による廃棄</p> <p>(ロ) 関税法第45条第1項ただし書(<u>許可を受けた者の関税の納付義務の免除</u>)(同法第36条第1項、第41条の3、第62条、第62条の7及び第62条の15において準用する場合を含む。)の規定による滅却</p> <p>(ハ) 関税法第75条(<u>外国貨物の積戻し</u>)の規定による疑義貨物の積戻し</p> <p>(ニ)～(ハ) (省略)</p> <p>ロ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(侵害物品の没収又は積戻命令の手続)</p> <p>21-12 侵害物品について輸入者等が異議申立てができる期間中に異議申立てを行わず、かつ、自発的処理を行わない場合又は不正輸入されるおそれがある場合には、原則として法第21条第2項の規定により、当該物品を没収する。 なお、没収又は積戻命令を行う場合には、総括知的財産調査官に協議するものとする。 没収又は積戻命令の手続は次によるものとする。</p> <p>イ 一般輸入貨物及び旅具通関扱貨物の場合</p>	<p>場合に支障がある箇所がないか確認のうえ対応することとする。 (注) 疑義貨物の点検は、税関官署内又は保税地域内で、知的財産調査官又は知的財産担当官の立会いのもとに行うこととする。</p> <p>(ハ)～(ハ) (同左)</p> <p>ホ 輸入者等及び権利者への認定通知等 知的財産調査官又は知的財産担当官は、侵害物品に該当すると認定した場合若しくは該当しないと認定した場合(上記二(ハ)の場合を含む。)又は上記二(ハ)により認定手続を取りやめた場合には、速やかに発見部門の長に対して、認定結果又は認定手続を取りやめた旨を「<u>知的財産権疑義貨物認定(処理)連絡書</u>」(T-1790)をもって通報するとともに、輸入者等及び権利者に対して次により通知を行うものとする。</p> <p>(2)及び(3) (同左)</p> <p>(輸入者等による自発的処理の取扱い)</p> <p>21-9 輸入者等による疑義貨物等に係る自発的処理の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 輸入者等は疑義貨物又は侵害物品について、次のいずれかの処理を行うことができる。</p> <p>イ 一般輸入貨物及び旅具通関扱貨物の場合</p> <p>(イ) 関税法第34条(<u>外国貨物の廃棄</u>)の規定による廃棄</p> <p>(ロ) 関税法第45条第1項ただし書(<u>許可を受けた者の関税の納付義務の免除</u>)(同法第36条第1項、第41条の3、第62条、第62条の7及び第62条の15において準用する場合を含む。)の規定による滅却</p> <p>(ハ) 関税法第75条(<u>外国貨物の積戻し</u>)の規定による疑義貨物の積戻し</p> <p>(ニ)～(ハ) (同左)</p> <p>ロ (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(侵害物品の没収又は積戻命令の手続)</p> <p>21-12 侵害物品について輸入者等が異議申立てができる期間中に異議申立てを行わず、かつ、自発的処理を行わない場合又は不正輸入されるおそれがある場合には、原則として法第21条第2項の規定により、当該物品を没収する。 なお、没収又は積戻命令を行う場合には、総括知的財産調査官に協議するものとする。 没収又は積戻命令の手続は次によるものとする。</p> <p>イ 一般輸入貨物及び旅具通関扱貨物の場合</p>

新	旧
<p>(イ) 没収の場合 発見部門の長は、輸入者に対して「<u>関税定率法第 21 条第 1 項第 9 号又は第 10 号該当物品没収通知書</u>」(T - 1850)(以下「<u>没収通知書</u>」という。)を交付する。</p> <p>(ロ) 積戻命令の場合 発見部門の長は、輸入者に対して「<u>関税定率法第 21 条第 1 項第 9 号又は第 10 号該当物品積戻命令書</u>」(T - 1860)を交付する。</p> <p>□ (省略)</p> <p>(輸入差止申立実績の公表)</p> <p>21 - 13 侵害物品等に係る輸入差止実績の公表及びその取扱は、次による。</p> <p>(1) 侵害物品及び輸入者が自発的処理をした疑義貨物の輸入差止実績については、本省において知的財産別、品目別、仕出国別の全国分件数及び点数を集計し、四半期毎に公表する。</p> <p>(2) 各税関においては、輸入差止実績について照会があった場合、上記(1)の範囲及び各税関の知的財産別、品目別、仕出国別の件数及び点数の実績について回答して差し支えない。</p> <p>(輸入差止申立ての取扱い)</p> <p>21 の 2 - 1 輸入差止申立ての取扱い及びその取扱いは、次による。</p> <p>(1) 輸入差止申立ての手続 輸入差止申立てをしようとする権利者には、「<u>輸入差止申立書</u>」(T - 1870) (<u>不正競争差止請求権者</u>にあっては、「<u>輸入差止申立書(保護対象商品等表示等関係)</u>」(T - 1875))及び所要の添付資料等を次により提出させることにより行わせるものとする。</p> <p>イ 申立人 輸入差止申立てを行うことができる者は、<u>知的財産権の原権利者、専用実施権者、専用使用権者若しくは専用利用権者又は不正競争差止請求権者</u>とする。 なお、代理人に輸入差止申立ての手続を委任することを妨げない。</p> <p>□ (省略)</p> <p>八 添付書類等</p> <p>(イ) 添付が必要な資料等 <u>知的財産の内容を証する書類</u> 登録原簿の謄本及び公報(著作権又は著作隣接権については、当該権利の発生を証すべき資料等、育成者権については、品種登</p>	<p>(イ) 没収の場合 発見部門の長は、輸入者に対して「<u>関税定率法第 21 条第 1 項第 9 号該当物品没収通知書</u>」(T - 1850)(以下「<u>没収通知書</u>」という。)を交付する。</p> <p>(ロ) 積戻命令の場合 発見部門の長は、輸入者に対して「<u>関税定率法第 21 条第 1 項第 9 号該当物品積戻命令書</u>」(T - 1860)を交付する。</p> <p>□ (同左)</p> <p>(輸入差止申立実績の公表)</p> <p>21 - 13 侵害物品等に係る輸入差止実績の公表及びその取扱は、次による。</p> <p>(1) 侵害物品及び輸入者が自発的処理をした疑義貨物の輸入差止実績については、本省において<u>権利別</u>、品目別、仕出国別の全国分件数及び点数を集計し、四半期毎に公表する。</p> <p>(2) 各税関においては、輸入差止実績について照会があった場合、上記(1)の範囲及び各税関の<u>権利別</u>、品目別、仕出国別の件数及び点数の実績について回答して差し支えない。</p> <p>(輸入差止申立ての取扱い)</p> <p>21 の 2 - 1 輸入差止申立ての手続及びその取扱いは、次による。</p> <p>(1) 輸入差止申立ての手続 輸入差止申立てをしようとする権利者には、「<u>輸入差止申立書</u>」(T - 1870)及び所要の添付資料等を次により提出させることにより行わせるものとする。</p> <p>イ 申立人 輸入差止申立てを行うことができる者は、<u>原権利者又は専用実施権者、専用使用権者若しくは専用利用権者</u>とする。 なお、代理人に輸入差止申立ての手続を委任することを妨げない。</p> <p>□ (同左)</p> <p>八 添付書類等</p> <p>(イ) 添付が必要な資料等 <u>権利の内容を証する書類</u> 登録原簿の謄本及び公報(著作権又は著作隣接権については、当該権利の発生を証すべき資料等。以下同じ。)(税関において他</p>

新	旧
<p><u>録簿の謄本とし、保護対象商品等表示等については、法第 21 条の 2 第 1 項に規定する書面（以下「経済産業大臣申立時意見書」という。）とする。以下同じ。）（税関において他の方法により知的財産の内容を確認する手段がある場合は、経済産業大臣申立時意見書を除き、輸入差止申立ての受理後に提出させることとして差し支えない。）</u></p> <p><u>（注）経済産業大臣申立時意見書には、次の事項について意見及びその理由が述べられる（関税定率法第 21 条の 2 第 1 項の規定による経済産業大臣に対する意見の求めに係る申請手続等に関する規則（平成 18 年 2 月 15 日経済産業省令第 6 号。以下「意見書等に関する規則」という。）第 3 条。）</u></p> <p>— <u>不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する商品等表示申立不正競争差止請求権者（意見書等に関する規則第 1 条第 1 号に規定する申立不正競争差止請求権者をいう。以下同じ。）に係る商品等表示が全国の需要者の間に広く認識されているものであること。</u></p> <p>— <u>不正競争防止法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する商品等表示申立不正競争差止請求権者に係る商品等表示が著名なものであること。</u></p> <p>— <u>不正競争防止法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する商品の形態申立不正競争差止請求権者に係る商品の形態が当該商品の機能を確保するために不可欠な形態ではなく、かつ、当該商品が日本国内において最初に販売された日から起算して 3 年を経過していないものであること。</u></p> <p>侵害の事実を疎明するための資料等 輸入差止申立てに係る真正商品とその侵害物品を識別することができるサンプル、写真、カタログ、図解したものその他の識別方法等 A～E （省略） <u>F 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 3 号に掲げる行為を組成する物品（以下「形態模倣品」という。）については、次の資料を添付させることとする。</u></p> <p><u>a 形態模倣品であることを明らかにする資料であって、次の(a)から(c)までの事項を記載したもの（当該形態模倣品であることを証する判決書、判定書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</u></p>	<p>の方法により権利の内容を確認する手段がある場合は、輸入差止申立ての受理後に提出させることとして差し支えない。）</p> <p>侵害の事実を疎明するための資料等 輸入差止申立てに係る真正商品とその侵害物品を識別することができるサンプル、写真、カタログ、図解したものその他の識別方法等 A～E （同左） （新設）</p>

新	旧
<p><u>(a) 真正商品の形態を明示し、当該物品の外部及び内部の形状並びにその形状に結合した模様、色彩、光沢及び質感を具体的に記載した、不正競争防止法第2条第4項に規定する「商品の形態」の説明</u></p> <p><u>(b) 上記(a)に対応させた形態模倣品の特定及び説明</u></p> <p><u>(c) 上記(a)の真正商品と(b)の形態模倣品とを対比して説明した、侵害物品が不正競争防止法第2条第5項に規定する「模倣する」に該当する理由</u></p> <p><u>b 形態模倣品の外形的特徴等を示す資料（サンプル、型番又は形式等を示す資料）</u></p> <p><u>c 形態模倣品を輸入しようとする者が、当該形態模倣品を譲り受けた時にその物品が真正商品の形態を模倣したものであることを知っていることを証する書類（例えば、不正競争差止請求権者から権利侵害を行う者に対して発した警告書の写し）</u></p> <p>なお、侵害の事実とは、国内外において現に侵害物品が存在している必要性は必ずしもなく、過去に権利侵害があったこと等により侵害物品の輸入が見込まれる場合を含むことに留意する。</p> <p>(ロ) （省略）</p> <p>二 （省略）</p> <p>(2) 輸入差止申立ての審査</p> <p>イ 次の受理要件を満たしている輸入差止申立ては受理する。ただし、(ロ)及び(ハ)の資料等については、当該輸入差止申立ての対象物品が複数の場合であってその一部の物品についてのみこれらの資料等が整っているときは、当該一部の物品に係る部分についてのみ有効な申立てがあったものとしてこれを受理し、その他の物品については、不足していた資料が追加して提供されたときに、当該物品に係る部分について有効な申立てがあったものとして取り扱う。</p> <p>(イ) 「輸入差止申立書」記載事項のうち、次の事項の記載があること。 ただし、 に掲げる事項については、受理の後、追加して資料等を提出させて差し支えない。 自己の知的財産の内容 法第21条第1項第9号又は第10号に掲げる貨物に該当すると認める貨物の品名。 法第21条第1項第9号又は第10号に掲げる貨物に該当すると認める理由 ～ （省略）</p>	<p>なお、侵害の事実とは、国内外において現に侵害物品が存在している必要性は必ずしもなく、過去に権利侵害があったこと等により侵害物品の輸入が見込まれる場合を含むことに留意する。</p> <p>(ロ) （同左）</p> <p>二 （同左）</p> <p>(2) 輸入差止申立ての審査</p> <p>イ 次の受理要件を満たしている輸入差止申立ては受理する。ただし、(ロ)及び(ハ)の資料等については、当該輸入差止申立ての対象物品が複数の場合であってその一部の物品についてのみこれらの資料等が整っているときは、当該一部の物品に係る部分についてのみ有効な申立てがあったものとしてこれを受理し、その他の物品については、不足していた資料が追加して提供されたときに、当該物品に係る部分について有効な申立てがあったものとして取り扱う。</p> <p>(イ) 「輸入差止申立書」記載事項のうち、次の事項の記載があること。 ただし、 に掲げる事項については、受理の後、追加して資料等を提出させて差し支えない。 自己の権利の内容 自己の権利を侵害すると認める貨物の品名 自己の権利を侵害すると認める理由</p>

新	旧
<p>なお、生鮮貨物に係る申立ての場合には、供託命令について後記21の3-1の(1)のロ及び同項の(1)のハの(イ)の による取扱いが行われる旨を教示することとする。</p> <p>(ロ) 「輸入差止申立書」の添付資料等として権利の登録原簿の謄本(写しを含む。)及び公報並びに侵害物品と確認できる資料等が添付されていること(上記(1)のハの(イ)の に規定する税関において他の方法により知的財産の内容を確認する手段がある場合を除く。)</p> <p>(ハ) 「輸入差止申立書」の内容及び添付資料等により、当該輸入差止申立てに係る物品が申立人の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権又は育成者権を侵害している事実あるいは不正競争防止法第2条第1項第1号から第3号までに掲げる行為を確認することができること。</p> <p>ロ 輸入差止申立ての審査において、当該輸入差止申立てに係る知的財産の内容について申立人及び予想される輸入者の間で争い(訴訟等)があり、又は争いが生じる可能性が高いと判断される場合には、本関知的財産調査官は、申立人に通知のうえ、予想される輸入者から意見を聴取し、審査に反映させるものとする。</p> <p>ハ 次に掲げる輸入差止申立書の審査において、当該輸入差止申立てに係る物品が申立人の知的財産を侵害していることに疑義があるときは、申立人に対して、当該物品が侵害物品であることを証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書、知的財産の効力についての特許庁の判定書又は弁護士等が作成した当該物品に関する鑑定書の提出を求めることとする。</p> <p>及び (省略)</p> <p><u>不正競争防止法第2条第1項第1号又は第2号に規定する商品等表示と類似の表示に関する輸入差止申立て</u></p> <p>二 (省略)</p> <p>(3) 輸入差止申立ての受理又は不受理の際の取扱い</p> <p>イ~ハ (省略)</p> <p>二 輸入差止申立てを受理した場合には、その内容を輸入差止申立情報として登録し、各税関官署に周知する。</p> <p>(注)輸入差止申立ての有効期間内に、知的財産の譲渡等により、申立人が知的財産を有しないこととなった場合には、速やかに、下記(8)による撤回を行うよう教示するものとする。</p> <p>(4) 輸入差止申立ての内容の公表</p>	<p>~ (同左)</p> <p>なお、生鮮貨物に係る申立ての場合には、供託命令について後記21の3-1の(1)のロ及び同項の(1)のハの(イ)の による取扱いが行われる旨を教示することとする。</p> <p>(ロ) 「輸入差止申立書」の添付資料等として権利の登録原簿の謄本(写しを含む。)及び公報並びに侵害物品と確認できる資料等が添付されていること(上記(1)のハの(イ)の に規定する税関において他の方法により権利の内容を確認する手段がある場合を除く。)</p> <p>(ハ) 「輸入差止申立書」の内容及び添付資料等により、当該輸入差止申立てに係る物品が申立人の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権又は育成者権を侵害している事実を確認することができること。</p> <p>ロ 輸入差止申立ての審査において、当該輸入差止申立てに係る権利の内容について申立人及び予想される輸入者の間で争い(訴訟等)があり、又は争いが生じる可能性が高いと判断される場合には、本関知的財産調査官は、申立人に通知のうえ、予想される輸入者から意見を聴取し、審査に反映させるものとする。</p> <p>ハ 次に掲げる輸入差止申立書の審査において、当該輸入差止申立てに係る物品が申立人の知的財産権を侵害していることに疑義があるときは、申立人に対して、当該物品が侵害物品であることを証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書、権利の効力についての特許庁の判定書又は弁護士等が作成した当該物品に関する鑑定書の提出を求めることとする。</p> <p>及び (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>二 (同左)</p> <p>(3) 輸入差止申立ての受理又は不受理の際の取扱い</p> <p>イ~ハ (同左)</p> <p>二 輸入差止申立てを受理した場合には、その内容を知的財産権取締情報として登録し、各税関官署に周知する。</p> <p>(注)輸入差止申立ての有効期間内に、権利の譲渡等により、申立人が権利を有しないこととなった場合には、速やかに、下記(8)による撤回を行うよう教示するものとする。</p>

新	旧
<p>受理した「輸入差止申立書」の内容は、つぎにより公表する。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 公表方法 輸入差止申立てを受け付けた税関は、当該輸入差止申立てに係る申立人の氏名又は名称、連絡先、知的財産の内容及び侵害物品の品名を、受理後遅滞なく、本省に通報することとし、本省は、通報された内容のうち申立有効期間内の輸入差止申立てに係るものを輸入差止申立ての受理の都度及び1月毎に公表する。</p> <p>(5) 輸入差止申立ての更新</p> <p>イ 申立人が輸入差止申立ての更新を希望する場合は、申立有効期間の満了前3月から満了の日までの間に「輸入差止申立更新申請書」(T-1900)(不正競争差止請求権者にとっては、「輸入差止申立更新申請書(保護対象商品等表示等関係)」(T-1905))(以下「更新書」という。)を当該輸入差止申立てを受け付けた税関に提出させる。</p> <p>ロ 更新書が提出された場合は、上記(1)から(4)までに準じて取り扱う。ただし、輸入差止申立てについて追加すべき事項(内容の変更を含む。)がない場合には、更新書(原本)のみを提出させることとし、添付資料等(経済産業大臣申立時意見書を除く。)の提出は省略させて差し支えない。</p> <p>(6)及び(7) (省略)</p> <p>(8) 輸入差止申立ての撤回 申立人から輸入差止申立有効期間内に当該輸入差止申立ての撤回の申出があった場合には、これを認めるものとし、撤回を受け付けた税関は、他税関にもその旨を通報する。 なお、輸入差止申立ての撤回の申出は、当該輸入差止申立てを受け付けた税関に対して書面(任意の様式)により行わせるものとする。 (注) 輸入差止申立ての有効期間中に知的財産の譲渡等により申立人が知的財産を有しないこととなったことが判明した場合には、当該申立てに基づく取締りは行えないことに留意する。この場合には、その旨を当該申立人に通知し、撤回をしようとするとともに、本省及び当該申立てに係る他の税関に通報することとする。</p> <p>(輸入差止申立てに係る供託等) 21の3-1 法第21条の3(申立てに係る供託等)の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。</p> <p>(1) 供託命令</p>	<p>(4) 輸入差止申立ての内容の公表 受理した「輸入差止申立書」の内容は、つぎにより公表する。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 公表方法 輸入差止申立てを受け付けた税関は、当該輸入差止申立てに係る申立人の氏名又は名称、連絡先、<u>権利</u>の内容及び侵害物品の品名を、受理後遅滞なく、本省に通報することとし、本省は、通報された内容のうち申立有効期間内の輸入差止申立てに係るものを輸入差止申立ての受理の都度及び1月毎に公表する。</p> <p>(5) 輸入差止申立ての更新</p> <p>イ 申立人が輸入差止申立ての更新を希望する場合は、申立有効期間の満了前3月から満了の日までの間に「輸入差止申立更新申請書」(T-1900)(以下「更新書」という。)を当該輸入差止申立てを受け付けた税関に提出させる。</p> <p>ロ 更新書が提出された場合は、上記(1)から(4)までに準じて取り扱う。ただし、輸入差止申立てについて追加すべき事項(内容の変更を含む。)がない場合には、更新書(原本)のみを提出させることとし、添付資料等の提出は省略させて差し支えない。</p> <p>(6)及び(7) (同左)</p> <p>(8) 輸入差止申立ての撤回 申立人から輸入差止申立有効期間内に当該輸入差止申立ての撤回の申出があった場合には、これを認めるものとし、撤回を受け付けた税関は、他税関にもその旨を通報する。 なお、輸入差止申立ての撤回の申出は、当該輸入差止申立てを受け付けた税関に対して書面(任意の様式)により行わせるものとする。 (注) 輸入差止申立ての有効期間中に<u>権利</u>の譲渡等により申立人が権利を有しないこととなったことが判明した場合には、当該申立てに基づく取締りは行えないことに留意する。この場合には、その旨を当該申立人に通知し、撤回をしようとするとともに、本省及び当該申立てに係る他の税関に通報することとする。</p> <p>(輸入差止申立てに係る供託等) 21の3-1 法第21条の3(申立てに係る供託等)の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。</p>

新	旧
<p>イ 供託命令の要件 法第 21 条の 3 第 1 項 (<u>金銭の供託</u>) に規定する「損害の賠償を担保するために必要があると認めるとき」とは、輸入差止申立てに係る侵害疑義物品について認定手続を執った後において、申立人と輸入者等の主張が対立し、当該物品について侵害物品か否か認定しがたい場合とする。ただし、生鮮疑義貨物については、原則として、供託を命ずることとする。</p> <p>なお、供託命令を行う場合には、生鮮疑義貨物の場合を除き、総括知的財産調査官に協議するものとする。</p> <p>ロ～ニ (省略)</p> <p>(2)～(4) (省略)</p> <p>(5) 供託された金銭等の還付 イ 権利の実行の申立ての手続 (イ) 輸入差止申立て等に係る損害賠償供託金に関する規則(平成 6 年法務省令・大蔵省令第 5 号。以下「供託金規則」という。)第 1 条(<u>申立ての手続</u>)に規定する「判決の謄本、和解を証する書面その他これらに類するもの」とは、次のものをいう。 民事執行法(昭和 54 年法律第 4 号)第 22 条第 1 項(<u>債務名義</u>)に規定する債務名義(確定判決等) ~ (省略)</p> <p>(ロ) (省略)</p> <p>口及びハ (省略)</p> <p>(6) 有価証券の換価 イ (省略) ロ 収納課長等は、供託規則第 29 条 (<u>払渡の手続</u>) により有価証券の払渡の認可を受けた場合には、速やかに当該有価証券を換価する。 有価証券の換価に際しては、申立人に換価する旨を告げた後行うものとする。</p> <p>ハ (省略)</p> <p>(7) 供託された金銭等の取戻し イ 疑義貨物が侵害物品と認定された場合の取扱い (イ) 知的財産調査官等は、供託の原因となった貨物を侵害物品と認定した場合には、収納課長等に対して、「知的財産疑義貨物認定(処理)連絡書」(T-1790)に「認定通知書(輸入者等用)」の写しを添付してその旨を通報する。</p> <p>(ロ) (省略)</p>	<p>(1) 供託命令 イ 供託命令の要件 法第 21 条の 3 第 1 項 (<u>金銭の供託</u>) に規定する「損害の賠償を担保するために必要があると認めるとき」とは、輸入差止申立てに係る侵害疑義物品について認定手続を執った後において、申立人と輸入者等の主張が対立し、当該物品について侵害物品か否か認定しがたい場合とする。ただし、生鮮疑義貨物については、原則として、供託を命ずることとする。</p> <p>なお、供託命令を行う場合には、生鮮疑義貨物の場合を除き、総括知的財産調査官に協議するものとする。</p> <p>ロ～ニ (同左)</p> <p>(2)～(4) (同左)</p> <p>(5) 供託された金銭等の還付 イ 権利の実行の申立ての手続 (イ) 輸入差止申立て等に係る損害賠償供託金に関する規則(平成 6 年法務省令・大蔵省令第 5 号。以下「供託金規則」という。)第 1 条(<u>申立ての手続</u>)に規定する「判決の謄本、和解を証する書面その他これらに類するもの」とは、次のものをいう。 民事執行法(昭和 54 年法律第 4 号)第 22 条第 1 項(<u>債務名義</u>)に規定する債務名義(確定判決等) ~ (同左)</p> <p>(ロ) (同左)</p> <p>口及びハ (同左)</p> <p>(6) 有価証券の換価 イ (同左) ロ 収納課長等は、供託規則第 29 条 (<u>払渡の手続</u>) により有価証券の払渡の認可を受けた場合には、速やかに当該有価証券を換価する。 有価証券の換価に際しては、申立人に換価する旨を告げた後行うものとする。</p> <p>ハ (同左)</p> <p>(7) 供託された金銭等の取戻し イ 疑義貨物が侵害物品と認定された場合の取扱い (イ) 知的財産調査官等は、供託の原因となった貨物を侵害物品と認定した場合には、収納課長等に対して、「知的財産権疑義貨物認定(処理)連絡書」(T-1790)に「認定通知書(輸入者等用)」の写しを添付してその旨を通報する。</p>

新	旧
<p>□ (省略)</p> <p>八 損害賠償を担保する必要がなくなったことについての確認の取扱い</p> <p>(イ) 金銭等を供託した申立人には、「担保取戻事由確認申請書」(T-1990)に損害の賠償を担保する必要がなくなったことを証明する次のいずれかの書面を添付して収納課長等に提出させる。</p> <p>(省略)</p> <p>損害に係る賠償請求権が時効により消滅したことを証明する書面</p> <p>(注) なお、権利者の誤った輸入差止申立てにより、輸入者等に損害が生じた場合の当該損害に係る賠償請求権の消滅時効は、民法(明治31年法律第9号)第724条(損害賠償請求権の消滅時効)により3年となるので留意する。</p> <p>~ (省略)</p> <p>(ロ)及び(ハ) (省略)</p> <p>ニ~ヘ (省略)</p> <p>(8)及び(9) (省略)</p> <p>(見本検査承認申請等)</p> <p>21の3の2-1 見本検査承認申請に係る取扱いは次による。</p> <p>(1) 見本検査承認申請をしようとする申立人(以下「申請者」という。)には、「見本検査承認申請書」(T-2051)(2部。原本、交付用)に、「認定手続開始通知書(権利者用)」の写しを添付して、当該認定手続に係る事務を処理する知的財産調査官等に提出させる。この場合において、見本の検査を第三者に委託する場合には、その委託を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに委託する理由を「見本検査承認申請書」の「その他参考となるべき事項」欄に記載させるとともに、委託を証する書面を添付させるものとする。</p> <p>(2)~(4) (省略)</p> <p>(見本検査の承認要件)</p> <p>21の3の2-2 法第21条の3の2第2項((見本検査の承認要件))の規定の適用に係る取扱いは次による。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 法第21条の3の2第2項第3号に規定する「当該見本が不当な目的に用いられるおそれ」とは、例えば、見本が転売されたり、申請者が法第21条第10項((秘密保持義務))の規定に違反するおそれがある場合、認</p>	<p>(ロ) (同左)</p> <p>□ (同左)</p> <p>八 損害賠償を担保する必要がなくなったことについての確認の取扱い</p> <p>(イ) 金銭等を供託した申立人には、「担保取戻事由確認申請書」(T-1990)に損害の賠償を担保する必要がなくなったことを証明する次のいずれかの書面を添付して収納課長等に提出させる。</p> <p>(同左)</p> <p>損害に係る賠償請求権が時効により消滅したことを証明する書面</p> <p>(注) なお、権利者の誤った輸入差止申立てにより、輸入者等に損害が生じた場合の当該損害に係る賠償請求権の消滅時効は、民法(明治31年法律第9号)第724条(損害賠償請求権の消滅時効)により3年となるので留意する。</p> <p>~ (同左)</p> <p>(ロ)及び(ハ) (同左)</p> <p>ニ~ヘ (同左)</p> <p>(8)及び(9) (同左)</p> <p>(見本検査承認申請等)</p> <p>21の3の2-1 見本検査承認申請に係る取扱いは次による。</p> <p>(1) 見本検査承認申請をしようとする権利者(以下「申請者」という。)には、「見本検査承認申請書」(T-2051)(2部。原本、交付用)に、「認定手続開始通知書(権利者用)」の写しを添付して、当該認定手続に係る事務を処理する知的財産調査官等に提出させる。この場合において、見本の検査を第三者に委託する場合には、その委託を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに委託する理由を「見本検査承認申請書」の「その他参考となるべき事項」欄に記載させるとともに、委託を証する書面を添付させるものとする。</p> <p>(2)~(4) (同左)</p> <p>(見本検査の承認要件)</p> <p>21の3の2-2 法第21条の3の2第2項((見本検査の承認要件))の規定の適用に係る取扱いは次による。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 法第21条の3の2第2項第3号に規定する「当該見本が不当な目的に用いられるおそれ」とは、例えば、見本が転売されたり、申請者が法第</p>

新	旧
<p>定手続において争点となっている<u>知的財産侵害以外の知的財産侵害の有無の調査を目的としていると認められる場合をいう。</u></p> <p>(4)及び(5) (省略)</p> <p>(農林水産大臣意見照会手続等)</p> <p>21の4の2-1 農林水産大臣意見照会の手続等は次による。</p> <p>(1) 法第21条の4の2第1項(<u>農林水産大臣等に対する意見の求め</u>))に規定する「必要があると認めるとき」とは、<u>農林水産大臣意見照会にあつては、申立人と輸入者等の主張が対立した場合又は税関においてDNA鑑定をしてもその結果により侵害物品か否か認定しがたい場合(DNA鑑定が困難な疑義貨物については外観等で認定しがたい場合)又は種苗法施行令(平成10年政令第368号)第2条((加工品))に定める加工品に該当するか否か認定しがたい場合とする。</u></p> <p>(2) 農林水産大臣意見照会は、「<u>農林水産大臣意見照会書</u>」(T-2131)に、農林水産大臣が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを農林水産大臣に提出して行うものとする。この場合において、「<u>農林水産大臣意見照会書</u>」に記載する理由には、侵害物品か否か認定しがたい理由をできる限り詳細に記載する。また、添付資料は、税関が行ったDNA鑑定の結果、申立人から申立時に提出されているDNA鑑定書の写し(DNA鑑定を行うことが困難で外観等により判断する必要がある場合にあつては、疑義貨物及び真正品の見本、写真、図面等)これら以外の資料で輸入差止申立て時の提出資料の写し並びに申立人及び輸入者等が認定手続において提出した証拠・意見の写しとする。この場合において、農林水産大臣意見照会に関し農林水産大臣に提出する書面及び資料は、正副2部とする。</p> <p>(3) 農林水産大臣意見照会を行った場合には、当該農林水産大臣意見照会に係る認定手続の当事者である育成者権者及び輸入者等に対し、「<u>農林水産大臣意見照会実施通知書</u>」(T-2132)により、その旨を通知する。</p> <p>(4) 農林水産大臣意見照会に対する農林水産大臣の回答があつた場合は、上記(3)の育成者権者及び輸入者等に対し、「<u>農林水産大臣意見照会回答通知書</u>」(T-2133)により、速やかにその旨及びその内容を通知する。この場合において、原則として5日以内に限り当該育成者権者及び輸入者等に対し、意見を述べ、又は証拠を提出することを認めるものとする。</p> <p>(5) 農林水産大臣意見照会を行った場合において、農林水産大臣の回答がある前に侵害の該否の認定を行ったとき又は法第21条第9項若しくは第21条の3第10項(認定手続の取りやめ)の規定により認定手続を取りやめたときは、農林水産大臣に対し、「<u>農林水産大臣意見照会回答不要通知書</u>」</p>	<p>21条第10項((秘密保持義務))の規定に違反するおそれがある場合、認定手続において争点となっている<u>権利侵害以外の権利侵害の有無の調査を目的としていると認められる場合をいう。</u></p> <p>(4)及び(5) (同左)</p> <p>(農林水産大臣意見照会手続等)</p> <p>21の4の2-1 農林水産大臣意見照会の手続等は次による。</p> <p>(1) 法第21条の4の2第1項(<u>農林水産大臣に対する意見の求め</u>))に規定する「必要があると認めるとき」とは、<u>申立人と輸入者の主張が対立し、税関においてDNA鑑定をしてもその結果により侵害物品か否か認定しがたい場合(DNA鑑定が困難な疑義貨物については外観等で認定しがたい場合)又は種苗法施行令(平成10年政令第368号)第2条((加工品))に定める加工品に該当するか否か認定しがたい場合とする。</u></p> <p>(2) 農林水産大臣意見照会は、「<u>農林水産大臣意見照会書</u>」(T-2132)に、農林水産大臣が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを農林水産大臣に提出して行うものとする。この場合において、「<u>農林水産大臣意見照会書</u>」に記載する理由には、侵害物品か否か認定しがたい理由をできる限り詳細に記載する。また、添付資料は、税関が行ったDNA鑑定の結果、申立人から申立時に提出されているDNA鑑定書の写し(DNA鑑定を行うことが困難で外観等により判断する必要がある場合にあつては、疑義貨物及び真正品の見本、写真、図面等)これら以外の資料で輸入差止申立て時の提出資料の写し及び申立人及び輸入者等が認定手続において提出した証拠・意見の写しとする。この場合において、農林水産大臣意見照会に関し農林水産大臣に提出する書面及び資料は、正副2部とする。</p> <p>(3) 農林水産大臣意見照会を行った場合には、当該農林水産大臣意見照会に係る認定手続の当事者である育成者権者及び輸入者等に対し、「<u>農林水産大臣意見照会実施通知書</u>」(T-2134)により、その旨を通知する。</p> <p>(4) 農林水産大臣意見照会に対する農林水産大臣の回答があつた場合は、上記(3)の育成者権者及び輸入者等に対し、「<u>農林水産大臣意見照会回答通知書</u>」(T-2136)により、速やかにその旨及びその内容を通知する。この場合において、原則として5日以内に限り当該育成者権者及び輸入者等に対し、意見を述べ、又は証拠を提出することを認めるものとする。</p> <p>(5) 農林水産大臣意見照会を行った場合において、農林水産大臣の回答がある前に侵害の該否の認定を行ったとき又は法第21条第9項若しくは第21条の3第10項(認定手続の取りやめ)の規定により認定手続を取りやめ</p>

新	旧
<p>(T-2134)により、遅滞なくその旨を通知する。</p> <p>(経済産業大臣意見照会手続等)</p> <p>21の4の2-2 経済産業大臣意見照会の手続等は次による。</p> <p>(1) 法第21条の4の2第1項((農林水産大臣等に対する意見の求め))に規定する「必要があると認めるとき」とは、経済産業大臣の意見照会にあつては、<u>申立人と輸入者等の主張が対立した場合又は税関において侵害物品か否か認定しがたい場合とする。</u></p> <p>(2) 経済産業大臣意見照会は、「経済産業大臣意見照会書」(T-2136)に、<u>経済産業大臣が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを経済産業大臣に提出して行うものとする。この場合において、「経済産業大臣意見照会書」に記載する理由には、侵害物品か否か認定しがたい理由をできる限り詳細に記載する。また、添付資料は、輸入差止申立て時に提出した資料の写し並びに申立人及び輸入者等が認定手続において提出した証拠・意見の写しとする。この場合において、経済産業大臣意見照会に関し経済産業大臣に提出する書面及び資料は、正副2部とする。</u></p> <p>(3) 経済産業大臣意見照会を行った場合には、当該経済産業大臣意見照会に係る認定手続の当事者である不正競争差止請求権者及び輸入者等に対し、「<u>経済産業大臣意見照会実施通知書</u>」(T-2137)により、その旨を通知する。</p> <p>(4) 経済産業大臣意見照会に対する経済産業大臣の回答があつた場合は、上記(3)の不正競争差止請求権者及び輸入者等に対し、「<u>経済産業大臣意見照会回答通知書</u>」(T-2138)により、速やかにその旨及びその内容を通知する。<u>この場合において、原則として5日以内に限り当該申立人及び輸入者等に対し、意見を述べ、又は証拠を提出することを認めるものとする。</u></p> <p>(5) 経済産業大臣意見照会を行った場合において、経済産業大臣の回答がある前に侵害の該否の認定を行ったとき又は法第21条第9項若しくは第21条の3第10項((認定手続の取りやめ))の規定により認定手続を取りやめたときは、<u>経済産業大臣に対し、「経済産業大臣意見照会回答不要通知書」(T-2139)により、遅滞なくその旨を通知する。</u></p>	<p>たときは、農林水産大臣に対し、「<u>農林水産大臣意見照会回答不要通知書</u>」(T-2138)により、遅滞なくその旨を通知する。</p> <p>(新設)</p>